

## 所得の考え方について

- ① 入居される方の所得金額（例 源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」）の合計を計算します。
- ② 同居親族控除、特定扶養親族控除、障がい者控除、寡婦、ひとり親、給与所得者控除などで該当する控除の合計を計算します。
- ③ 所得金額の合計から控除の合計を差し引いた金額を1か月当たりの額を計算するために12で割ります。
- ④ 1か月当たりの所得金額が、15万8,000円を超え48万7,000円以下であることを確認させていただきます。

### 月額所得算定表

#### 【A 世帯の所得額の合計】

	入居者世帯氏名	所得金額	
1			
2			
3	所得がある入居者を記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得・課税証明書は、「合計所得金額を」記入</li> <li>・確定申告内容確認票は、「所得金額合計」を記入</li> <li>・給与所得の源泉徴収票は、「給与所得控除後の金額」を記入</li> <li>・公的年金等の源泉徴収票は「源泉徴収税額」を記入</li> </ul>	
4			
5			
合計			

#### 【B 各控除額の合計】

該当する人数を記入し控除金額を算出

	控除対象	該当者	控除金額
1	同居親族	本人以外の同居する親族	380,000 × ( ) 人 =
2	同居しない親族	同居していないが税法上で同一生計配偶者及び扶養親族	380,000 × ( ) 人 =
3	老人扶養親族	同一生計配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	100,000 × ( ) 人 =
4	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	250,000 × ( ) 人 =
5	特別障がい者	①身体障害者手帳1, 2級を持っている方 ②療育手帳A級を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方	400,000 × ( ) 人 =
6	障がい者	①身体障害者手帳3～6級を持っている方 ②療育手帳B級を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳2, 3級を持っている方	270,000 × ( ) 人 =
7	寡婦	本人及び同居親族で、所得があり所得税法上の寡夫控除の適用を受けている方（所得金額が27万円未満の場合はその額）	270,000 × ( ) 人 =
8	ひとり親	本人及び同居親族で、所得があり所得税法上のひとり親控除の適用を受けている方（所得金額が35万円未満の場合はその額）	350,000 × ( ) 人 =
9	給与所得者	給与所得者及び公的年金に係る雑所得者	100,000 × ( ) 人 =
控除合計			

月額所得15万8,000円を超え48万7,000円以下であることを確認

{ A (                    ) - B (                    ) } ÷ 12 = 月額所得